



アセアン会計士連盟 (AFA) 総会 シンガポール会議報告

アセアン会計士連盟 (AFA : ASEAN Federation of Accountants) の総会が、2016年6月18日にシンガポールで開催された。AFAは、アセアンの10か国の会計職業専門家団体又は規制当局 (正会員) と、アセアン域外に拠点を置く6つの国際的会計職業専門家団体 (準会員) から構成されており、アセアンにおける会計サービス提供の自由化への対応、アセアンの会計士の能力強化や会計職業専門家団体の機能強化のほか、国際会計士連盟 (IFAC) へ未加入の団体の加盟促進などに取り組んでいる。アセアン経済共同体 (AEC : ASEAN Economic Community) の発足や、新しい会計共通資格の導入及びアセアン域内での会計サービス提供の自由化の動きがあるため、これらの動向を十分に把握し、日本の公認会計士の海外進出やネットワーク形成に役立てることを目的に、日本公認会計士協会は2015年12月にAFAに加盟し、AFAの準会員 (アソシエイト・メンバー) としての活動を始めた。

以下、総会の概要を報告する。

1 前回のラオス総会からの AFA活動アップデート

2016年2月に開催された前回のラオス総会からの活動のアップデートとして、3月にAFAのエグゼクティブ・ディレクターがアジア開発銀行 (ADB : Asian Development Bank) の関係者とAFAのジャカルタ事務所で面談し、AECにおける専門家の自由な移動に係る政策や、会計専門職における資格の相互承認実施の進捗状況等について意見交換を実施したとの報告があった。専門家の域内での自由な移動を促進するため、ADBは、AFAやアセアン加盟国に対して技術協力を提供することを検討しているとのことである。

また、AFA加盟団体間の交流や協力

のさらなる強化の一環として、カンボジア公認会計士監査人協会 (KICPAA : Kampuchea Institute of CPAs and Auditors) の関係者がインドネシア勅許会計士協会 (IIA : Institute of Indonesia Chartered Accountants) を訪問し、インドネシアにおける会計専門家に対する規制や新しく創設されたインドネシア勅許会計士制度の内容等について意見交換を実施したとの報告があった。このようなAFA加盟団体間における相互協力を通じて、会計専門家の自由な移動の実現に必要な法規制や制度の整備を協力して進めていくとのことである。

このほか、前回、再確認が必要となっていたAFA組織の法的位置付けについては、アセアン憲章の下で承認された民



間組織 (CSO: Civil Society Organizations) であることが確認されたこと、AFAの年次報告が公表され、規制当局を含め関係各方面に配布するとともに、AFAウェブサイトからもダウンロードが可能¹になったことなどが報告された。なお、基金を募ってきたAFA調査研究基金については、英国勅許公認会計士協会 (ACCA: Association of Chartered Certified Accountants)、オーストラリア・ニュージーランド勅許会計士協会 (CAANZ: Chartered Accountants in Australia and New Zea-

land) 及びAFAからそれぞれ基金が拠出されており、目標であるS\$25,000 (日本円で約200万円) に到達する予定であるため、今後は、特に研究テーマの選定と研究成果の絞込みを行うことが確認された。本研究の成果については、単純な情報収集や純粋に学術的な論文を作成することは避け、各国の会計専門家の実務によりつながるような研究成果を目指すことが確認された。取り上げられるテーマとしては、中小規模事務所 (SMP: Small and Medium-size Practice) や中小規模事業 (SME: Small and

Medium-size Enterprise) などが検討されることとなっている。

2 2016年～2019年 AFA戦略計画

2016年から2019年のAFAの戦略計画については、前回のラオス総会でのワークショップ並びにAFAの組織及び機能の「強み (Strength)」、「弱み (Weakness)」、「機会 (Opportunity)」、「脅威 (Threat)」を分析したSWOT分析に基づいて、表1のとおり作成されている。

本戦略計画は、既に前回のラオス総会

<表1> 2016年～2019年AFA戦略計画及び目的

戦略目的	活動内容	目標	優先度
アセアン地域の会計士団体として国際的に認知されること及びアセアン地域の公益に関する事項についてのアドボカシー活動	IFACからの正式承認 IFACとの協力体制を強化し、正式な承認を獲得する。	IFACのAAG (Acknowledged Accountancy Grouping) として承認されること。	高 (2016年中)
	SME及びSMPに関する地域的Thought Leadershipへの取組み SME及びSMPに関するThought Leadershipの推進 (カンファレンスの開催、助成研究事業の実施など。)	AFA研究基金の設立及び各種研修イベントを開催すること。	高 (2016-2017年)
	AFA加盟団体によるイメージ向上支援 AFAのロゴを各AFA加盟団体のロゴの隣に入れるなどの方法でAFAのイメージ向上を支援する。	AFA加盟団体によるAFAロゴの使用を拡大すること。	中 (2016年中)

	<p>利害関係者との強固で持続的な協力体制の構築 AFA加盟団体間での協力を進め、さらに、地域団体及び国際的団体並びに援助団体等との協力体制を構築する。協力を強めることで、AFAの活動が各利害関係者の活動を補足するものとなるようにする。</p>	AFA加盟団体間や既存のパートナーとの間の協力を進め、利害関係者との潜在的協力体制を構築すること。	中(2016-2018年)
	<p>規制当局とのコミュニケーションの強化 アセアン域内の規制当局(アセアン市場経済規制当局、各国財務省、AFA加盟団体の専門職規制当局など)とのコミュニケーションを強化することで、AFA及び各加盟団体に関わる事項についてのアドボカシー活動を強化する。</p>	規制当局とのコミュニケーションを確立すること。	中(2017-2018年)
	<p>広報雑誌等外部メディアの利用 AFAが、以前、四半期ごとに出版していた広報誌を復活させ、地域に関わる事項に関するアドボカシー活動を強化する。AFA加盟団体は、当該広報誌へのリンクを貼るなどの対応を求める。</p>	AFAの広報誌を出版すること(四半期ごとの出版)。	低(2016年)
アセアン地域における国際基準の採用及び実施の促進	<p>国際基準の採用及び実施のための情報共有及び研修の実施 AFA加盟団体の主催によるセミナーや情報共有のための取組みなどを促進することで、国際基準の採用及び実施を促進する。援助団体からの資金援助を受けられるかどうかについても模索する。</p>	国際基準に関する研修プログラムを実施すること。準会員及び援助団体からの支援を得ること。	中(2017-2018年)
	<p>国際会計基準の設定におけるAASG(AFA Accounting Standards Group)の地域組織としての認知の強化 地域の基準設定主体としてのAASGの役割を強化する。</p>	個別の会計基準に関する課題についてAASGの見解を公表すること。	低(2016-2018年)
AFA加盟団体の組織及び会員の能力向上	<p>各加盟団体で取り組むべき開発課題に関するマトリックス表の開発 各加盟団体の発展状況に合わせた開発モデルの構築を行う。</p>	各加盟団体用のマトリックスを開発すること。	高(2016年)
	<p>AFA加盟団体のIFAC加盟とIFAC SMOの遵守を促進する AFA加盟団体と協力し、IFACへの加盟とIFAC SMO遵守のための取組みを行う。</p>	すべてのAFA加盟団体がIFACに加盟すること。	高(2016-2017年)
	<p>AFA加盟団体の組織体制の強化を図るための既存のモデルの採用を進める アセアンの会計サービスMRA(Mutual Recognition Agreement)の実施を促進するための手段として、AFA加盟団体の組織体制の強化のため、既存のモデル等の採用を進める。</p>	適用することのできるモデルを識別すること。	高(2016-2017年)
	<p>AFA加盟団体に所属する会員の強化を図るための支援の実施 会員の質及び量を高めるための取組みを進める。</p>	AFA加盟団体の会員を増やすこと。	高(2016-2017年)
公共セクターの透明性及び説明責任の向上に関する取組みへの協力	<p>公共セクターにおける(会計の)課題について広く一般の理解を促進する IFAC等との関係団体と共同して公共セクターの会計に関するセミナーなどのイベントを開催する。</p>	公共セクターの会計に関するセミナーを開催すること。	低(2017-2019年)
	<p>アセアン地域の規制当局関係者とのコミュニケーション・チャンネルを確立する 公共セクターの財務管理に関わるアセアン地域の規制当局とのコミュニケーション・チャンネルを確立し、公共セクターにおける透明性と説明責任を向上させる。</p>	AFA加盟団体を通じて、利害関係者とのコミュニケーションを確立すること。	低(2017-2019年)
知識や情報の共有等を通じた高品質な会計サービスの提供の促進	<p>AFAウェブサイトの情報交換のためのハブとしてさらに充実させる AFAウェブサイトを知識及び情報交換のためのハブとして充実させる。各メンバーは、良好な実践について、ウェブサイトを通じて他の団体と共有することが奨励される。</p>	AFAウェブサイトを拡張し、加盟団体間の情報共有を進めること。	高(2016年)
	<p>アセアン地域における専門家の養成を支援する 地域における高品質なサービス提供の最も大きな課題は、専門家の不足にある。このため、AFAは専門家の不足に係る課題についての認知を広め、取組みを進めるための資金や協力を得る。</p>	援助団体からの支援を模索すること。	中(2017-2019年)

で承認されているが、追加のコメントとして、AFA加盟団体間における相互協力の促進、AFAウェブサイトの拡充等を通じたさらなる広報の推進、AFAとして各国の利害関係者(特に規制当局)にどのような働きかけができるかを考えるべきとのコメントがあった。これらのコメントへの対応を検討するため、再度、総会に議案が提出された。AFA加盟団体間における相互協力やAFAウェブサイトの拡充については、既に戦略計画に盛り込まれているため、戦略計画への追加の修正は加えないことが確認された。また、AFAが各国の利害関係者にどのような影響を与えられるかについては、各国での法律制度整備などを促進するためにも重要な課題であるため、具体的項目としては戦略計画には盛り込まないものの、AFAとしてこの課題に取り組んでいくことが確認された。対応方法としては、例えば、AFA加盟団体が各国で直面している規制上の問題や、政府が検討を進めている新しい規制の導入などの状況についての情報交換をワーキング・コミッティなどで実施し、AFAとして共同で意見発信することなどを通じて、アセアン域内の規制のハーモナイゼーションを図る取組みを進めるとのことである。なお、戦略計画の進捗状況については、定期的にAFA加盟団体に報告されることが確認された。

3 AFAカンファレンス及びその他イベントにおける参加費の徴収と配分

2年に1回AFAが開催するAFAカンファレンスや、通常、総会の前に総会開催国の団体が開催するカンファレンスについては、AFA準会員を中心にスポンサーからの資金提供を受けたり、参加費用を各国の会計専門家から一部徴収したりするなどして、カンファレンスの実施にかかる費用を捻出している。今回の総会では、カンファレンスに必要な費用を捻出した上で、収益が出た場合にその収益をどのように取り扱うかについて検討することとなった。

前回フィリピンで開催されたAFAカンファレンスでは、カンファレンス開催に必要な費用を差し引いた後の残金が120万円ほどあったため、フィリピン公認会計士協会(PICPA: Philippine Institute of Certified Public Accountants)とAFAで等配分し、それぞれの団体の収益として認識することとなっている。この事例も踏まえて議論した結果、AFAカンファレンスなどについて、AFAが単独で実施費用の全額を負担した場合には、費用を差し引いた後に出た収益はすべてAFAの収入とし、AFAとその他AFA加盟団体が協力してカンファレンスを実施した場合には、カンファレンス実施にかかる

AFAの関与度合いを加味した上で、全体の30%をAFAの収入として組み入れ、残りを、カンファレンスを開催したAFA加盟団体の収入とすること、また、AFAと各国加盟団体がカンファレンスを共催した場合には、収益も半分ずつ等配分することなどが承認された。なお、特に各国加盟団体が企画するカンファレンスについては、費用面や事務負担の面でAFAが協力できるかどうか判断するため、事前に総会に協力等の可否を諮ることが確認され、また、原則として、カンファレンスから得た収益は、各加盟団体での総会開催にかかる費用の一部に充てることが適切であることなどが確認された。

4 会則及び規則の改正

AFAでは、地域組織としてIFACへの加盟を目指すという観点から、会則と規則の改正に関する議論を進めている。大きな検討課題として、AFAの活動趣旨と目的を明確化するとともに、IFACの掲げる目的や理念との親和性を達成すること、また、組織としての意思決定とガバナンス強化の課題があり、表2のとおり修正が加えられることが確認された。なお、総会でも出された意見として、現在設置されているタスク・フォースから、新しく創設されるワーキング・コミッティへのスムーズな移

<表 2> 会則及び規則への主な修正点

総 会	<p>AFAの主要な政策(戦略)決定及び統治機関として、以下を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 会員資格の付与、はく奪及び一時停止 • 役職員の任命 • ワーキング・コミッティの設置 • 戦略計画、運営予算及び政策の承認 • 組織の解散 • 会計監査人の任命 • 役職員(会長、副会長、財務担当、名誉事務局長、エグゼクティブ・ディレクター)への日々の業務決定権限の付与
-----	---

ワーキング・コミッティ及び タスク・フォース	<ul style="list-style-type: none"> ワーキング・コミッティ: 継続的な検討課題に広範な視野及び範囲で取り組むため必要に応じて設置する。 タスク・フォース: 特定の課題について、限定された活動及び時間軸で取り組むため必要に応じて設置する。 <p>ワーキング・コミッティ及びタスク・フォースの議長は、正会員である10団体のいずれかの団体から就任することとし、総会における承認に基づき、適宜、加盟団体及びその他専門家をそのメンバーとして追加し活動することとする。</p>
正会員及び準会員	<ul style="list-style-type: none"> 正会員は、アセアン各国で政府により認知された会計職業専門家団体でなければならない。 正会員は、総会代表者を4名指定することができる。ただし議決権は1正会員当たり、1票とする。 正会員の総会代表者は、各国の会計職業専門家団体の理事、専務理事又は同等の地位を有する者でなければならない。 準会員は、IFACの正会員でなければならない。 準会員は代表者を4名まで総会に出席させることができる。
定足数及び議決	<ul style="list-style-type: none"> 総会における定足数は正会員の半数(5団体)とする。 総会における議決権の代理を許可する(行使可能な代理権は1権利まで)。 戦略的な事項についての議決は出席している正会員の3分の2以上によるものとし、その他の事項についての議決は出席している正会員の単純多数決とする。
会長等の任期	<ul style="list-style-type: none"> 会長及び副会長の任期は1期2年とし、再任は認めない。
財務諸表の作成及び監査	<ul style="list-style-type: none"> 財務諸表は、AFAの事務局の設置されている国で導入されている最新の国際財務報告基準(IFRS)に基づいて作成され、当該国で採用されている最新の国際監査基準(ISA)に準拠して監査が実施される。

行を達成すること、ワーキング・コミッティの開催は当該コミッティの議長の裁量によりその開催回数や議案が定められるべきこと、また、2015年からフル・タイムでAFAの職員として勤務しているエグゼクティブ・ディレクター等の業績評価を総会の責任とすることや、会長を含むAFA役職員の権限のさらなる明確化等を図るべきとの声があったため、会則及び規則の改正案にさら

に修正を加えた上で、次回、タイで開催される総会で承認の上、確定することが確認された。

5 今後の会議予定

次回のAFA総会は、2016年10月21日、22日にタイで開催される。

(事務局 大嶋 隆・渡場友絵)

<注>

- 2015年AFA年次報告 http://www.aseanaccountants.org/files/AFA_Annual_Report_2015.pdf